

証券コード 4485  
2022年6月9日

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株 主 各 位

東京都港区赤坂八丁目5番41号  
株式会社 J T O W E R  
代表取締役社長 田 中 敦 史

## 第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後6時までには到着するよう議決権行使書用紙をご返送いただくか、2022年6月23日（木曜日）午後6時までには電磁的方法（インターネット）により事前に議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始時間 午前9時）  
（開催時刻が昨年度（第9期定時株主総会）と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）
  2. 場 所 東京都港区元赤坂二丁目2番23号  
明治記念館 相生の間（新館1階）  
（会場が昨年度（第9期定時株主総会）と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第10期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第10期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項  
第1号議案 事業目的追加にかかる定款一部変更の件  
第2号議案 場所の定めのない株主総会開催を可能とする定款一部変更の件  
第3号議案 株主総会資料の電子提供制度導入にかかる定款一部変更の件  
第4号議案 取締役員数の上限撤廃にかかる定款一部変更の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知において提供すべき書面のうち、次にあげる事項については、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jtower.co.jp/ir>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
  - (1) 事業報告の「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告及び会計監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ◎ なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jtower.co.jp/ir>) に掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2022年6月24日(金曜日) 午前10時(受付開始: 午前9時)

## 書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月23日(木曜日) 午後6時到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日(木曜日) 午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

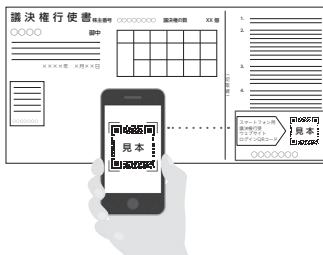
※ 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

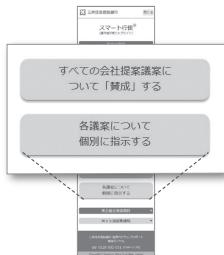
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)



**第2号議案****場所の定めのない株主総会開催を可能とする定款一部変更の件**

## 1. 提案の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）及び「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令」（令和3年法務省・経済産業省令第1号）が施行されたことに伴い、「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。

当社は、ビジネスのグローバル化やIT技術をはじめとするイノベーションの進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、株主の皆様利益に資すると考えますので、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款を変更するものであります。なお、当該定款一部変更の効力発生に関しては、本株主総会での決議に加え、当社が株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることその他の同法が定める要件を全て充足することを条件といたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(招 集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 (新設)	(招 集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 <u>②当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

## 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

（1）変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を取る旨を定めるものであります。

（2）変更後第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

（3）株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。

（4）上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>②前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

## 1. 提案の理由

将来の積極的な事業展開や国際化に備え、経営体制及びコーポレートガバナンスのより一層の強化・充実を図るため、現行定款第19条（取締役の員数）に定める取締役の員数の上限を撤廃し、下限を3名以上とするものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>7名以内</u> とする。	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>3名以上</u> とする。

以 上

(提供書面)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社グループは、2021年7月に新たに策定した企業ビジョン「日本から、世界最先端のインフラシェアリングを。」のもと、従来は携帯キャリア各社単独で行われてきた携帯基地局関連インフラに係る装置、アンテナ、工事、構築物等の設備投資を当社で一本化し、各社へシェアリングする事業を国内外で展開しております。国内におけるインフラシェアリングのパイオニアとして、創業以来、大型施設内の携帯インフラのシェアリングを行う国内IBS事業（注1）を継続的に拡大してまいりましたが、近年より、今後の成長の第二の柱として、新規事業であるタワー事業（注2）の立ち上げを推進しております。

当連結会計年度においては、国内IBS事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により一部の物件でサービス開始の遅れが生じたものの、64物件への新規導入が完了し、累計導入済み物件数は291件となりました。更に、5G対応共用装置を用いたインフラシェアリングや4G既存設備のリプレイス等の新たな需要を開拓し、国内IBS事業の更なる成長に向けた取り組みを強化しました。

また、海外事業を展開するベトナムにおきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が生じたものの、前連結会計年度にTHIEN VIET COMPANY LIMITEDと買取契約を締結したIBS資産について、契約移管手続きが進捗し、当連結会計年度の海外IBS事業における累計導入済み物件数は230件となりました。

更に、タワー事業においては、2021年7月に、西日本電信電話株式会社が保有する通信鉄塔71基のカーブアウト（買取）に係る基本契約の締結を契機に、2022年3月には、東日本電信電話株式会社が保有する通信鉄塔136基並びに株式会社N T Tドコモが保有する通信鉄塔最大6,002基のカーブアウトに係る基本契約を締結する等、タワーシェアリング会社としての事業基盤を大きく拡大しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,216,037千円（前連結会計年度比20.4%増）、営業利益は560,453千円（前連結会計年度比33.9%増）となりました。経常利益は主に前連結会計年度に計上した持分法による投資損失の反動により555,603千円（前連結会計年度比210.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は株式会社ナビックの株式を売却したこと

よる利益等の影響により644,386千円（前連結会計年度比27.2%増）となりました。

なお、当社グループは通信インフラシェアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（注1）IBS事業

In-Building-Solutionの略称であり、商業施設やオフィスビル等の大型施設内のアンテナ、配線、中継装置等の携帯インフラを、当社が共用設備を用いて一本化し、携帯キャリアヘシェアリングを行う事業のことをいいます。

（注2）タワー事業

屋外における鉄塔・コンクリート柱・ポール・アンテナ等の携帯インフラを当社が共用設備を用いて一本化し、携帯キャリアヘシェアリングを行う事業のことをいいます。

事業別の状況は次のとおりであります。

事業別売上高

事業区分	第9期 (2021年3月期) (前連結会計年度)		第10期 (2022年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
国内IBS事業	2,784,543千円	79.5%	3,381,126千円	80.2%	596,583千円	21.4%
海外IBS事業	495,951	14.2	569,154	13.5	73,203	14.8
ソリューション事業	221,437	6.3	209,988	5.0	△11,448	△5.2
タワー事業	—	—	55,768	1.3	55,768	—
合計	3,501,932	100.0	4,216,037	100.0	714,105	20.4

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資の総額は2,586,132千円であり、その主なものは、当社及び子会社における通信インフラシェアリング設備等への投資であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの資金調達の総額は7,343,718千円であり、その主なものは、当社が2021年5月31日付で行ったKDDI株式会社及び日本電信電話株式会社に対する第三者割当による新株式発行であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2021年10月21日に持分法適用関連会社であるGNI Myanmar Co., Ltd.について、当社が保有するすべての株式を共同出資者であるGlobal Network Incに対して譲渡いたしました。また、2022年3月16日に持分法適用関連会社である株式会社ナビックについて、当社が保有するすべての株式をMOST投資事業有限責任組合に対して譲渡いたしました。

## (2) 財産及び損益の状況

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 7 期 (2019年 3 月期)	第 8 期 (2020年 3 月期)	第 9 期 (2021年 3 月期)	第 10期 (当連結会計年度 (2022年 3 月期)
売 上 高(千円)	1,377,990	2,558,500	3,501,932	4,216,037
経常利益又は経常損 失 (△)(千円)	△166,826	5,642	178,942	555,603
親会社株主に帰属す る当期純利益又は親 会社株主に帰属する 当期純損失 (△)(千円)	△214,841	△13,182	506,466	644,386
1 株当たり当期純利 益又は 1 株当たり当 期純損失 (△)(円)	△29.92	△0.94	24.58	29.56
総 資 産(千円)	7,396,065	14,646,796	16,745,366	25,005,022
純 資 産(千円)	2,508,488	6,635,166	7,137,165	15,219,992
1 株当たり純資産 (円)	△208.90	323.58	342.59	692.03

(注) 当社は、2019年 8 月 30 日付で普通株式 1 株につき 4 株の割合で株式分割を行っております。第 7 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産及び 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 7 期 (2019年 3 月期)	第 8 期 (2020年 3 月期)	第 9 期 (2021年 3 月期)	第 10期 (当事業年度) (2022年 3 月期)
売 上 高(千円)	868,535	1,915,079	2,919,129	3,646,883
経常利益又は経常損 失 (△) (千円)	△241,460	59,997	415,873	489,877
当期純利益又は当期 純損失 (△) (千円)	△245,240	70,010	322,535	599,086
1 株当たり当期純利 益又は 1 株当たり当 期純損失 (△) (円)	△34.15	4.99	15.65	27.49
総 資 産(千円)	6,151,749	15,113,773	17,299,994	25,305,453
純 資 産(千円)	1,620,253	7,435,481	7,814,769	15,690,669
1 株当たり純資産 (円)	△199.08	362.61	375.12	713.43

(注) 当社は、2019年 8 月 30 日付で普通株式 1 株につき 4 株の割合で株式分割を行っております。第 7 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産及び 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company	167百万円	100.0% (100.0)	屋内携帯インフラのシェアリングサービスの提供

(注) 1. 議決権比率の ( ) 内の数値は、間接保有による議決権比率であります。  
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

##### ①タワー事業における共用タワーの導入拡大

各携帯キャリアの5Gサービスの開始、政府による地方の通信インフラ整備の支援、サステナビリティへの関心の高まり等を背景に、日本国内におけるタワーシェアリング市場は、今後大きな拡大が期待されます。当社グループは、これまでのインフラシェアリング事業で培った事業知見や携帯キャリアとの強固な関係性を活かし、タワーシェアリング市場においても、カーブアウトを含めた実績を拡大していくことで、市場を牽引していくことが当社グループの成長においても重要であると考えております。

##### ②国内IBS事業における導入物件数の継続的な拡大

当社グループにおいて、重要な経営評価指標である導入物件数を継続的に拡大していくことは、当社グループが今後も高い成長率を持続していくために重要な取り組みとなります。これまでの4G IBSに加え、5G対応共用装置の本格導入を図っていくことで、導入物件数を拡大してまいります。対象物件につきましては、これまでの主な導入先である新築物件だけでなく、携帯キャリアの屋内5G対策の本格化や4G既存設備のリプレース需要等にも対応し、ポテンシャルの大きな既設市場においても拡大を目指してまいります。

##### ③海外戦略の更なる強化

当社グループの海外戦略においては、ベトナムでは、安定した事業基盤から継続的な事業拡大を目指すとともに、他事業者からのIBS資産の買取りやM&Aを推進してまいります。また、新たな国・地域への進出を行う場合は、カントリーリスクを見極めたうえで、既存インフラシェアリング事業者のM&Aによる参入や高い成長性が期待できる市場での事業パートナーとの資本参加等を基本方針とした海外展開戦略を推進してまいります。

##### ④顧客ニーズ充足を意識した付加価値ソリューションの強化

当社グループは、通信インフラシェアリングにおいて、提供先の顧客のニーズを更に充足するために、クラウドWi-FiソリューションやSITE LOCATORサービス、ローカル5Gサービスを提供しております。事業環境の変化のなかで多様化する顧客ニーズを的確に捉え、このような付加価値ソリューションの提供を更に強化していくとともに、新たなソリューションの提供にも継続的に取り組んでまいります。

#### ⑤人材の確保・育成

当社グループが、今後更なる成長をしていくためには、専門スキル及びノウハウをもった優秀な人材を継続的に確保していくことが重要であると考えております。そのためにも、採用活動強化の施策により、積極的な採用活動を行っていくとともに、人事制度、研修制度の充実等により従業員が中長期で働きやすい環境の整備も実施してまいります。

#### ⑥内部管理体制の強化

当社グループを取り巻く事業環境の変化及び事業の継続的な発展に伴い、業務運営の効率化、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのための方策の1つとして、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用が重要であると考えております。そのため、内部統制システムの継続的な整備、改善を行い、経営の公正性・透明性を確保するための組織体制の強化に取り組んでまいります。また、タワーカーブアウト等を含めた今後のタワー事業拡大を見据えて、より一層の業務基盤の強化を図ってまいります。

#### ⑦サステナビリティの推進

当社グループは、インフラシェアリングの普及そのものが「サステナブルな社会」の実現につながると考えております。インフラシェアリングの推進により、環境負荷の軽減や「つながる」社会の実現等、社会課題の解決に貢献しながら、社会とともに持続的な成長と更なる企業価値の向上を目指してまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社2社、その他の関係会社1社で構成され、通信インフラシェアリング事業を行っております。当社グループは、「日本から、世界最先端のインフラシェアリングを。」という企業ビジョンのもと、従来は携帯キャリア各社単独で行われてきた携帯基地局関連インフラに係る装置、アンテナ、工事、構築物等の設備投資を当社で一本化し、各社へシェアリングする事業を国内外で展開しております。従来、各社毎に行われていた設備投資を一度で済ませることが可能となるため、対策にかかる設備投資や作業工程を大幅に削減することが可能となり、また、環境負荷の低減にもつながります。

当社グループは、主として国内における大型施設内の携帯インフラのシェアリングを行う事業（以下、「国内IBS事業」とする）、海外における大型施設内の携帯インフラのシェアリングを行う事業（以下、「海外IBS事業」とする）、屋外の鉄塔等の携帯インフラのシェアリングを行う事業（以下、「タワー事業」とする）、それらに関連する付加価値ソリューション事業（以下、「ソリューション事業」とする）を展開しております。なお、これらの事業はいずれも通信インフラシェアリングに関連する事業であり、また、これらを集約することは、当社グループの過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価するための事業活動の内容及び経営環境についての適切な情報提供につながると判断できるため、当社グループでは通信インフラシェアリング事業を単一の報告セグメントとして、セグメントを分類せずに記載しております。

当社グループの事業別の主な内容は以下のとおりです。

### ①国内IBS事業

国内IBS事業は、これまで日本において携帯キャリア各社がそれぞれ単独で行ってきた屋内携帯インフラの設備投資を、独自に開発した共用設備により一本化するソリューションを提供する事業となります。当ソリューションは、不動産事業者にとっては設備一本化による設備の簡素化・消費電力の削減・対策負担金の削減・窓口の一本化等、携帯キャリアにとっては、設備投資・運用費用の削減等、携帯電話ユーザーにとっては、屋内携帯電波環境整備による満足度向上等のメリットを提供しています。当社は、各携帯キャリアと共用設備利用に係る基本契約を締結し、当社の収入は、当社設備の共用利用に対して携帯キャリアから受領する利用料が主な収入となっております。

### ②海外IBS事業

海外IBS事業として、IBS事業を海外でも展開しており、主な展開国はベトナムとなっております。ベトナムにおいては、2017年7月に同国最大手のIBS事業者Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Companyを株式取得により連結子会社化し、事業運営を行っております。

### ③タワー事業

タワー事業は、携帯キャリアが屋外での基地局整備において使用する鉄塔・コンクリート柱・ポール・アンテナ等について、当社が新たに建設するか、若しくは、通信事業者等から既存鉄塔の取得（カーブアウト）を行い、携帯キャリア向けにシェアリングを行う事業となります。2022年3月末時点では、ルーラルエリアにおいては、60本超のタワーの導入を決定し、建設を開始しております。また、アーバンエリアにおいては、東京都の協力事業者として、西新宿エリアにスマートポール22本を建柱しております。更に、カーブアウトにおいては、西日本電信電話株式会社が保有する通信鉄塔71基、東日本電信電話株式会社が保有する通信鉄塔136基並びに株式会社N T T ドコモが保有する通信鉄塔最大6,002基のカーブアウトに係る基本契約を締結しております。

### ④ソリューション事業

通信インフラシェアリング事業を提供するうえで、更なる付加価値を提供するためのソリューション強化にも努めており、以下のサービスを展開しております。

#### (a)クラウドWi-Fiソリューション

国内IBS事業において、不動産事業者への更なる付加価値を提供するためのソリューションとして、不動産事業者に対してクラウドWi-Fiソリューションを提供しております。クラウドWi-Fiソリューションでは、設備数が多く長い構築期間を要する旧来型のコントローラ・監視サーバによるWi-Fiではなく、クラウドマネジメントシステムにより、低コストかつ短納期で導入が可能で、遠隔監視による運用管理が可能なシステムを提供しております。

#### (b)SITE LOCATORサービス

当社で開発したシステムである、屋上への基地局設置許可を得た不動産事業者情報を集約するデータベース「SITE LOCATOR」を活用して、屋上の遊休スペースの収益化ニーズを有する不動産事業者と、屋上への基地局設置ニーズを有する携帯キャリアをマッチングするサービスを展開しております。不動産事業者に対しては、効率的・能動的な屋上の有効活用、携帯キャリアに対しては、これまで時間・コストを要していた置局（基地局設置）業務の効率化等のメリットを提供しております。

#### (c)ローカル5G

当社は、国内IBS事業で培った経営資源を活かす形で、ローカル5G事業の立ち上げを推進しております。政府や地方自治体が主催する実証実験への参画や実験局免許の取得に加えて、2022年2月には、ローカル5G共用装置の開発を完了し、商用化に向けた取り組みを進めております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

名 称	所在地
本 社	東京都港区
大 阪 オ フ ィ ス	大阪府大阪市

② 子会社

名 称	所在地
Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company	本社、他 (ベトナム、ホーチミン市、ハノイ市)

(7) **従業員の状況** (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
143 (27) 名	29名増 (5名増)

(注) 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除く。)であり、臨時雇用者数(業務委託社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
93 (25) 名	22名増 (9名増)	37.9歳	2.9年

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であり、臨時雇用者数(業務委託社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	210,000千円

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、2021年5月14日付で、KDDI株式会社との間で、資本業務提携契約を締結し、2021年11月26日付で、株式会社NTTドコモとの間で、資本業務提携契約を締結いたしました。また、2021年10月15日付で、楽天モバイル株式会社との資本提携を実施いたしました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 64,000,000株

② 発行済株式の総数 22,009,418株

(注) 2021年5月31日を払込期日とする第三者割当による募集株式の発行により、1,106,946株増加し、新株予約権の権利行使に伴う新株式発行により、69,600株増加しております。

③ 株主数 8,578名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社カルティブ	4,677,500株	21.3%
日本電信電話株式会社	4,206,400	19.1
田中敦史	1,822,386	8.3
J A 三井リース株式会社	1,046,200	4.8
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	641,000	2.9
K D D I 株式会社	553,473	2.5
株式会社 N T T ドコモ	553,473	2.5
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) REFIDELITY FUNDS	535,996	2.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	484,900	2.2
CEPLUX THREADNEEDLE (LUX)	316,735	1.4

(注) 持株比率は自己株式(159株)を控除して計算しております。なお、自己株式(159株)には、株式給付信託(J-ESOP)制度において、信託が所有する当社株式(16,000株)は含んでおりません。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	田 中 敦 史	VIBS PTE. LTD. 取締役 Vietnam Data and Aerial System Co., Ltd. 監査役 Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company 取締役
専 務 取 締 役	桐 谷 裕 介	インフラシェアリング事業本部長
常 務 取 締 役	中 村 亮 介	CFO 兼 コーポレート本部長 Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company 監査役 Vietnam Infrastructure Holding Ltd. 監査役 VIBS PTE. LTD. 取締役
取 締 役	太 田 直 樹	株式会社New Stories 代表取締役 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 社外取締役 弥生株式会社 社外取締役 AGRIST株式会社 社外取締役
取 締 役	平 本 義 貴	株式会社NTTドコモ 無線アクセスネットワーク部長
取 締 役	内 田 義 昭	KDDIエンジニアリング株式会社 代表取締役会長
取 締 役	大 場 睦 子	スターチス税理士法人 代表 株式会社タスキ 社外取締役 PicoCELA株式会社 社外監査役
常 勤 監 査 役	西 浦 由 希 子	西浦公認会計士事務所 代表 フューチャー株式会社 社外取締役 監査等委員
監 査 役	山 田 彰 宏	山田彰宏税理士事務所 所長 山田総合コンサルティング株式会社 代表取締役 コーサカインターナショナル株式会社 社外監査役 株式会社FiNC Technologies 社外監査役
監 査 役	永 山 淑 子	

- (注) 1. 取締役太田 直樹氏、平本 義貴氏、内田 義昭氏及び大場 睦子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役西浦 由希子氏、山田 彰宏氏及び永山 淑子氏は、社外監査役であります。
3. 2021年6月24日開催の第9期定時株主総会終結の時をもって、大場 睦子氏は常勤監査役を辞任し、取締役に就任いたしました。

4. 常勤監査役西浦 由希子氏及び監査役山田 彰宏氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - ・常勤監査役西浦 由希子氏は、公認会計士の資格を有しております。
  - ・監査役山田 彰宏氏は、税理士の資格を有しております。
5. 当社は、社外取締役の太田 直樹氏、大場 睦子氏及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当社取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## ③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟による損害賠償金及び争訟費用等が補填されることとなります。ただし、被保険者の犯罪行為等に起因する損害賠償請求については、上記保険契約により補填されません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	80,900 (11,750)	80,900 (11,750)	- (-)	- (-)	7 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	12,717 (12,717)	12,717 (12,717)	- (-)	- (-)	4 (4)
合 計 (うち社外役員)	93,617 (24,467)	93,617 (24,467)	- (-)	- (-)	11 (7)

(注) 1. 上表には、2021年6月24日開催の第9期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び社外監査役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年6月26日開催の第7期定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2019年8月13日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

・基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、株主総会決議において定めた総額の範囲内で、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

なお、当社は、各取締役に対し、基本報酬（金銭報酬）のみを付与し、業績連動報酬等及び非金銭報酬等を付与しないこととする。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役太田 直樹氏は、株式会社New Storiesの代表取締役、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の社外取締役、弥生株式会社の社外取締役及びAGRIST株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役平本 義貴氏は、株式会社NTTドコモの無線アクセスネットワーク部長であります。株式会社NTTドコモは当社の通信インフラシェアリング事業の得意先であり、発行済株式総数（自己株式を除く）の2.5%を有する株主であります。また、株式会社NTTドコモの親会社である日本電信電話株式会社は発行済株式総数（自己株式を除く）の19.1%を有する株主であります。
- ・社外取締役内田 義昭氏は、KDDIエンジニアリング株式会社の代表取締役会長であります。KDDIエンジニアリング株式会社の親会社であるKDDI株式会社は当社の通信インフラシェアリング事業の得意先であり、発行済株式総数（自己株式を除く）の2.5%を有する株主であります。
- ・社外取締役大場 睦子氏は、スターチス税理士法人の代表、株式会社タスキの社外取締役及びPicoCELA株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役西浦 由希子氏は、西浦公認会計士事務所の代表及びフューチャー株式会社の社外取締役監査等委員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役山田 彰宏氏は、山田彰宏税理士事務所の所長、山田総合コンサルティング株式会社の代表取締役、コーサカインターナショナル株式会社の社外監査役及び株式会社FiNC Technologiesの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
取締役	太田直樹	20回／20回 (100%)	—	長年にわたる、経営コンサルティング会社や総務省等での通信業界に関する業務を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に経営全般の観点から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	平本義貴	15回／15回 (100%)	—	通信業界での業務を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に経営全般の観点から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	内田義昭	16回／16回 (100%)	—	通信業界での業務を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に経営全般の観点から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	大場睦子	16回／16回 (100%)	—	取締役又は監査役として出席した取締役会及び監査役会において、会計監査等の業務を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	西浦由希子	16回／16回 (100%)	14回／14回 (100%)	出席した取締役会及び監査役会において、会計監査等の業務を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
監査役	山田 彰 宏	20回／20回 (100%)	19回／19回 (100%)	出席した取締役会及び監査役会において、国際税務等の業務を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	永山 淑 子	20回／20回 (100%)	19回／19回 (100%)	出席した取締役会及び監査役会において、会社経営等を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。

- (注) 1. 取締役平本 義貴氏は、2021年6月24日開催の第9期定時株主総会において新たに選任されたため、また、特別利害関係人にあたることから株式会社NTTドコモの取引に関する議決に加わっていないため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。
2. 取締役内田 義昭氏は、2021年6月24日開催の第9期定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。
3. 取締役大場 睦子氏は、2021年6月24日開催の第9期定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任し、取締役に就任しております。監査役を退任するまでに開催された取締役会4回及び監査役会5回のすべてに出席いたしました。
4. 監査役西浦 由希子氏は、2021年6月24日開催の第9期定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,500

- (注) 1. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬4,000千円を支払っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
4. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

- ③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針  
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。  
また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

- ⑥ 補償契約の内容の概要等  
該当事項はありません。

### 3. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>15,782,716</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>9,215,452</b>
現金及び預金	14,835,264	買掛金	294,326
売掛金	592,821	1年内返済予定の長期借入金	60,000
その他の	354,630	リース債務	224,554
<b>固 定 資 産</b>	<b>9,222,305</b>	未払金	975,233
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>8,317,328</b>	未払法人税等	108,177
機械装置及び運搬具	6,675,865	契約負債	7,473,803
リース資産	847,675	その他	79,356
建設仮勘定	721,041	<b>固 定 負 債</b>	<b>569,578</b>
その他	72,745	長期借入金	150,000
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>340,237</b>	リース債務	298,582
のれん	339,603	その他	120,996
その他	633		
<b>投資その他の資産</b>	<b>564,740</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>9,785,030</b>
投資有価証券	50,320	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
繰延税金資産	331,591	<b>株 主 資 本</b>	<b>15,207,873</b>
その他	182,828	資本金	7,989,122
		資本剰余金	6,150,446
		利益剰余金	1,168,343
		自己株式	△100,038
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>12,118</b>
		為替換算調整勘定	12,118
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>15,219,992</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>25,005,022</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>25,005,022</b>

## 連結損益計算書

(2021年4月 1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	4,216,037
売上原価	2,050,953
売上総利益	2,165,084
販売費及び一般管理費	1,604,630
営業利益	560,453
受取利息	20,993
為替差益	27,942
その他	161
営業外費用	49,097
支払利息	20,919
株式交付	32,782
その他	246
経常利益	53,947
特別利益	555,603
投資有価証券売却益	240,164
補助金収入	166,728
工事負担金等受入額	71,125
特別損失	478,017
固定資産除却損	7,266
固定資産圧縮損	150,000
工事負担金等圧縮額	71,125
減損	8,148
税金等調整前当期純利益	236,539
法人税、住民税及び事業税	74,984
過年度法人税等	43,637
法人税等調整額	34,072
当期純利益	152,694
親会社株主に帰属する当期純利益	644,386
	644,386

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>14,996,941</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,059,470</b>
現金及び預金	14,340,736	買掛金	216,542
売掛金	359,545	1年内返済予定の長期借入金	60,000
商品	1,178	リース債務	224,554
前払費用	81,987	未払金	925,823
その他	213,493	未払費用	22,291
<b>固定資産</b>	<b>10,308,511</b>	未払法人税等	94,277
<b>有形固定資産</b>	<b>7,826,863</b>	預り金	8,652
建物	9,596	前受収益	32,616
構築物	47,253	契約負債	7,465,712
機械及び装置	6,217,159	資産除去債務	9,000
工具、器具及び備品	15,694	<b>固定負債</b>	<b>555,313</b>
リース資産	847,675	長期借入金	150,000
建設仮勘定	689,485	リース債務	298,582
<b>無形固定資産</b>	<b>9</b>	長期前受収益	103,671
ソフトウェア	9	株式給付引当金	3,060
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,481,638</b>	<b>負債合計</b>	<b>9,614,784</b>
関係会社株式	1,971,379	<b>(純資産の部)</b>	
長期前払費用	38,446	株主資本	15,690,669
繰延税金資産	331,591	資本金	7,989,122
その他	140,221	資本剰余金	6,809,952
<b>資産合計</b>	<b>25,305,453</b>	資本準備金	6,809,952
		利益剰余金	991,632
		その他利益剰余金	991,632
		繰越利益剰余金	991,632
		<b>自己株式</b>	<b>△100,038</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>15,690,669</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>25,305,453</b>

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売	上		3,646,883
売	上		1,662,054
販	上		1,984,828
営	費		1,469,703
営	業		515,125
	業		
	外		
	取		
受	替	131	
為		28,265	
そ	の	145	28,542
営	業		
	外		
	費		
支	払	20,919	
株	式	32,782	
そ	交	88	53,789
	の		
経	常		489,877
特	別		
	利		
	利		
関	会		240,164
補	社		166,728
工	助		71,125
特	負		478,017
	担		
	金		
	等		
	受		
	入		
固	別		
固	損		
工	資		7,266
減	産		150,000
貸	産		71,125
	金		8,148
	等		43,637
	圧		280,177
	縮		
	額		
	失		
	失		
税	引		687,718
法	前		
法	当		
当	期		
	純		
	利		
	益		
人	税	50,379	
税	、		
人	住		
税	民		
等	税		
調	及		
整	び		
額	事		
	業		
	税		
	額		
	額		88,631
	額		599,086

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 J T O W E R  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 富永 淳浩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 戸塚 俊一郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 J T O W E R の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J T O W E R 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 J T O W E R  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 富永 淳浩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 戸塚 俊一郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 J T O W E R の2021年4月1日から2022年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会及び経営会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社 J T O W E R 監査役会  
常勤社外監査役 西 浦 由 希 子 ㊟  
社 外 監 査 役 山 田 彰 宏 ㊟  
社 外 監 査 役 永 山 淑 子 ㊟

以 上



